

# ○男鹿地区消防一部事務組合職員

## 事故審査委員会規程

平成 16 年 7 月 1 日  
規 程 第 1 号

改正 平成 18 年 3 月 20 日 規 程 第 3 号  
令和 3 年 3 月 1 日 規 程 第 1 号  
令和 3 年 10 月 1 日 訓 令 第 7 号  
令和 4 年 5 月 31 日 消本訓令第 16 号  
令和 5 年 5 月 1 日 消本訓令第 11 号

(設置)

第 1 条 職員の分限処分及び懲戒処分等の公正を期するため、職員事故審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の事項を審査する。

- (1) 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条第 1 項の規定による職員の意に反する降任及び免職に関する事項
- (2) 地方公務員法第 29 条の規定による懲戒に関する事項
- (3) 訓告等に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は消防次長、総務課長、警防課長、予防課長、通信指令課長、救急課長及び消防署長の職にある者をもって組織する。ただし、委員長が必要と認めたときは、臨時に委員の数を増やすことができる。

- 2 委員長は、消防次長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長及び委員は、自己又は自己の親族に関する事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意を得たときは、会議に出席し、発言することができる。

(関係職員の出席等)

第 5 条 委員会は、審査のため必要と認めるときは、関係職員の出席を求めて意見を聴取し、又は関係職員に対し、必要と認める書類の提出を

求めることができる。

- 2 委員会は、審査対象職員に対し口頭若しくは書面による弁明の機会を与えなければならない。

(結果の報告等)

第6条 審査の結果は、消防長に報告しなければならない。

(委員会の義務)

第7条 委員長及び委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

- 2 委員長及び委員等は、関係者の名誉、プライバシーその他の人格を侵害することのないよう、慎重に行動しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、消防本部総務課において処理するものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附 則

この訓令は、令和3年10月1日から施行する。

#### 附 則

この訓令は、令和4年6月1日から施行する。

#### 附 則

この訓令は、令和5年5月1日から施行する。